

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 19 号

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例（昭和 40 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第 27 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 前項の給与所得者については、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第 19 条第 1 項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給</p>	<p>（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第 27 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 前項の給与所得者については、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を、同項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に合算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第 19 条第 1 項の申告書に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認め</p>

与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収の方法により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収する。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第29条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

5 <省略>

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第28条 前条第1項から第3項までの規定による特別徴収に係る個人の市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第1項の納税義務者に対して給与の支払をする者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。)で所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第5項の規定による特別徴収に係る個人の市民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者とする。

2 <省略>

られる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収の方法により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収する。

4 <省略>

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第28条 前条第1項から第3項までの規定による特別徴収に係る個人の市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第1項の納税義務者に対して給与の支払をする者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。)で所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第4項の規定による特別徴収に係る個人の市民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者とする。

2 <省略>

( 施行期日 )

第 1 条 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の瀬戸市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 22 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 21 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成 22 年度分の個人の市民税についての新条例第 27 条第 2 項（同条第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第 2 項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成 22 年 4 月 30 日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。